

オミクロン株を主流とした新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止及び 臨時休業の判断基準について (R4.4.25 版)

1. 感染が確認された場合

感染者の出欠：出席停止 期間は快復するまで（保健所等の判断）

臨時休業：臨時休業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合（※1）
当該校の全部または一部の臨時休業（期間：1～3日）
- (2) (1) 以外の場合
臨時休業は行わず、学校教育活動を継続

学校の対応：感染者が活動した範囲を中心に学校内の消毒
感染者が確認されたことの保護者等への周知
児童生徒、教職員に対する感染予防の注意喚起
臨時休業期間中は不要不急の外出を避けるなどの指導

※1 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合の例

- ・同一の学級において、概ね2日間（土日の感染を除く）に複数の児童生徒等の感染（家庭内感染を除く）が確認された場合
- ・感染者の他に、未診断の風邪等の症状を有する児童生徒が複数存在する場合
- ・感染者が不特定多数との間で、近距離（マスク未着用）での接触が確認された場合
- ・その他、平戸市教育委員会が判断した場合

2. 濃厚接触者に特定された場合

濃厚接触者の出欠：出席停止

※同一世帯内で感染者が発生した場合、すべての同居家族が濃厚接触者となる。

【検査をした場合】

「陽性」：「感染者」に準じる。

「陰性」：出席停止

※期間：原則7日間（保健所等の指示に従う）

【検査をしない場合（無症状等）】

「陰性」に準じる。

臨時休業：原則、臨時休業は実施しない。

学校の対応：「1. 感染者が確認された場合」に準じる。※保護者への文書は原則不要

3. 同居する家族等が「2」の場合

出席停止 ※検査結果が判明するまでの期間

4. 本人に風邪等の症状がある場合

出席停止 ※登校することが感染を拡大させる疑い（医師等）や不安（保護者・本人）がある場合
上記以外の場合（新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたなど）：病欠

5. 同居する家族等に発熱等の風邪症状（濃厚接触者ではない）が見られる場合

出席停止 ※登校することにより感染拡大の不安がある場合など

6. 地域の感染状況等から登校させることが、不安な場合

出席停止 ※保護者から学校に理由を連絡

7. ワクチン接種の場合

ワクチン接種：1日休む場合は出席停止 遅刻及び早退は出席簿に記載しない。
ワクチン接種による副反応：出席停止 遅刻及び早退は出席簿に記載しない。